

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	111,215	17,132	128,348	3,273	131,622	—	131,622
セグメント間の内部経常収益	760	239	1,000	1,220	2,220	△2,220	—
計	111,975	17,372	129,348	4,493	133,842	△2,220	131,622
セグメント利益	37,599	1,010	38,609	2,029	40,639	△56	40,582
セグメント資産	10,645,674	116,411	10,762,085	50,589	10,812,675	△146,656	10,666,018
セグメント負債	10,086,322	97,978	10,184,301	17,763	10,202,065	△135,057	10,067,007
その他の項目							
減価償却費	2,725	363	3,089	42	3,131	67	3,199
資金運用収益	80,349	53	80,403	44	80,447	△453	79,993
資金調達費用	28,401	398	28,799	—	28,799	△433	28,366
持分法投資利益	47	—	47	—	47	△24	23
特別利益	0	—	0	—	0	—	0
(固定資産処分益)	(0)	(—)	(0)	(—)	(0)	(—)	(0)
特別損失	599	—	599	0	600	—	600
(固定資産処分損)	(599)	(—)	(599)	(0)	(600)	(—)	(600)
税金費用	11,172	294	11,467	659	12,126	2	12,128
持分法適用会社への投資額	2,033	—	2,033	—	2,033	—	2,033
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,007	508	3,516	94	3,610	61	3,672

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、物品等の輸送業務及び現金自動設備の保守等業務並びに証券業務、保証業務、経営コンサルティング業務、ファンドの組成・運営業務を含んでおります。

3. 当中間連結会計期間における調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△56百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額△146,656百万円は、セグメント間取引消去であります。

(3) セグメント負債の調整額△135,057百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) 減価償却費の調整額67百万円は、セグメント間取引消去額並びに連結上「有形固定資産」及び「無形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であります。

(5) 資金運用収益の調整額△453百万円、資金調達費用の調整額△433百万円、持分法投資利益の調整額△24百万円、税金費用の調整額2百万円はセグメント間取引消去等であります。

(6) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額61百万円は、リース投資資産からの振替額であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

連結リスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権

(単位：百万円)

	2024年9月30日	2025年9月30日
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	26,648	21,872
危険債権	36,290	32,973
要管理債権	38,452	34,858
三月以上延滞債権	5,270	6,544
貸出条件緩和債権	33,181	28,314
合計	101,391	89,704
正常債権	6,562,075	7,014,694
総与信	6,663,466	7,104,399

(注) 1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は上記のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貯貸借契約によるものに限る。）であります。

2. 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年1月24日 内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

(2) 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

(3) 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権であります。

(4) 三月以上延滞債権

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

(5) 貸出条件緩和債権

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

(6) 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記(1)～(5)までに掲げる債権以外のものに区分される債権であります。